

元文科高第 1122 号  
社援発 0306 第 22 号  
令和 2 年 3 月 6 日

各

都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
社会福祉士学校又は介護福祉士学校  
を置く国公立大学長  
関係団体の長  
地方厚生（支）局長

殿

文部科学省高等教育局長  
（公印省略）

厚生労働省社会・援護局長  
（公印省略）

「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」  
の一部改正について

今般、平成 30 年 3 月にとりまとめられた社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書を踏まえ、複合化・複雑化した個人や世帯への対応の他、地域共生社会の実現に向け、ソーシャルワークの機能を発揮できる社会福祉士を養成するため、社会福祉士養成課程の教育内容の見直しを行ったところです。

については、「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」（平成 20 年 3 月 28 日付け 19 文科高第 918 号・社援発第 0328002 号本職通知）を別添のとおり改正し、見直し後の教育内容による社会福祉士国家試験を令和 6 年度から実施する予定であることを踏まえ、受験要件に必要となる実務経験期間を考慮しつつ、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条第 2 号に規定する養成施設にあっては令和 6 年度から適用、同条第 3 号に規定する養成施設にあっては、修業年限に応じて各年度（修業年限が 1 年以下の養成施設等の場合は令和 6 年度、修業年限が 1 年を超え 2 年以下の養成施設等の場合は令和 5 年度、修業年限が 2 年を超え 3 年以下の養成施設等の場合は令和 4 年度、修業年限が 4 年の養成施設等の場合は令和 3 年度）の 4 月 1 日から適用す

ることとしました。

併せて、地方分権改革における令和元年の地方からの提言等の対応方針に基づき、介護福祉士実務者研修に係る運用について必要な措置を講じ、令和2年4月1日から適用することとしました

主な改正の趣旨及び内容の概要は下記のとおりですので、御了知の上、円滑な実施について特段の御配慮をお願いいたします。

なお、適用日前に養成施設に入学し、適用日以降在学する者については、なお、従前の例によることとします。

## 記

### 1. 改正の趣旨

社会福祉士養成課程については、「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（平成30年3月27日社会保障審議会福祉人材確保専門委員会報告書。以下、「報告書」という。において、「地域共生社会の実現に向けて求められる、複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築に必要なソーシャルワークの機能を社会福祉士が担うために必要な実践能力を明らかにし、その能力を身につけることができるよう、社会福祉士の養成カリキュラム等の見直しを検討すべきである。」とされた。

これを踏まえ、社会状況等の移り変わりや制度改正等を踏まえた内容に充実するとともに、必要な実践能力を習得できる内容となるよう、社会福祉士養成課程の教育内容の見直しを行った。

併せて、地方分権改革における令和元年の地方からの提言等の対応方針に基づき、必要な措置を講じた。

### 2. 改正の内容

#### ① 社会福祉士養成課程の教育内容の見直しについて

「報告書」及び平成19年度カリキュラム改正以降の社会状況の変化や法制度の創設等を踏まえ、ソーシャルワーク機能を発揮できる実践能力の習得が図られるよう、具体的に主に以下の点について、教育内容の見直しを行った。

#### ア 養成カリキュラムの内容、実習及び演習の充実

##### ○ 地域共生社会に関する科目の創設

地域共生社会の実現に向けて求められる社会福祉士が担うべき役割を理解し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の仕組み等の知識を習得するための科目として「地域福祉と包括的支援体制」を創設した。

## ○ ソーシャルワーク機能を学ぶ科目の再構築

ソーシャルワーク機能の実践能力を有する社会福祉士を養成するため、「講義－演習－実習」の学習循環を作るとともに、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士と精神保健福祉士の養成課程において共通して学ぶべき内容（共通科目）と、社会福祉士として専門的に学ぶべき内容が明確になるよう、科目を再構築し、また、実習演習科目のうち、共通科目となる「ソーシャルワーク演習」については、精神保健福祉士養成課程との合同授業を可能とした。

## ○ 司法領域に関する教育内容の見直し及び時間数の拡充

司法と福祉の更なる連携を促進し、司法領域において社会福祉士が求められる役割を果たすことができるよう、現行の「更生保護」を基礎として教育内容の見直しを行うとともに、時間数を拡充し、社会福祉士と精神保健福祉士の共通科目として「刑事司法と福祉」を創設した。

## ○ 社会福祉に関する指定科目、基礎科目の必修化

社会福祉士として求められる知識等を適切に学ぶ観点から、複数の科目のうち1科目を履修することとしている現行の仕組み（※）を見直し、全ての科目の履修を必修化する。

## ○ 実習時間の免除の実施

福祉の専門職である介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者（履修中の者を含む）が、社会福祉士の養成課程において実習を行う場合、社会福祉士の資格を取得することを希望する者の負担の軽減を図るため、60時間を上限に実習を免除する。

## イ 共通科目の拡充

### ○ 精神保健福祉士養成課程の教育内容との共通科目の拡充

ソーシャルワークの専門職である社会福祉士と精神保健福祉士の養成課程において、相互に資格を取得することを希望する者の負担の軽減を図るため、それぞれの専門性に留意しつつ、共通となる科目数・時間数を拡充する。

## ② 地方分権改革の係る対応について

地方からの提言「看護師等が、介護福祉士実務者研修を受講する際に、一部科目（医療的ケア）の受講を免除すること」に対して、関係団体等と協議を行い、看護師、准看護師の資格を有する者について、介護福祉士実務者研修における医療的ケアの科目の履修を免除することを可能とする。